

納税証明書の添付について

○各種の税に関し、課税業者、非課税業者の区分にかかわらず、全ての業者について下記の最新の納税証明書の写し（コピーしたもの）の添付が必要です。なお、個人業者の方は、「消費税及地方消費税」とともに「申告所得税及復興特別所得税」の納税証明書の提出も必要ですので、お間違いないようにお願いします。

◎市内業者の方

○個人業者の場合

①令和6年度の市民税・県民税の納税証明書の写し…1通

交付請求先 ——— 生駒市役所課税課

※納期未到来分の未納については問題ありません。

②最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通

交付請求先 ——— 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

①最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し…1通

交付請求先 ——— 生駒市役所課税課

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人開設届」の写しを提出してください。

②最新の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通

交付請求先 ——— 本社・本店の所在地を管轄する税務署

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その3」で「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

◎市外業者の方

○個人業者の場合

最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通

交付請求先 ——— 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

最新の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通

交付請求先 ——— 本社・本店の所在地を管轄する税務署

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その3」で「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

注意事項

- 申請書の提出期限間近は税務署等の関係機関が大変混みあいますので、証明書の取得は早めをお願いします。
- 納税証明書の写しは申請書提出時前3ヶ月以内に発行のものに限ります。なお、納税証明書に納期未到来の但書記載がある場合で、申請日時点において納期が到来しているときは、納税にかかる領収書の写しを併せてご提出いただくか、当該但書の消除された納税証明書を再度取得のうえご提出ください。

○生駒市役所課税課で交付申請に必要なもの【0743-74-1111 内線(7122,7121)】

1. 窓口に来られる方を確認できるもの（運転免許証等）
2. 本人以外の方が請求する場合は本人からの委任状又は同意書
（窓口に来られる方が親族や従業員であっても委任状は必要です。）

○「消費税及地方消費税」、「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」に関する納税証明書の交付請求書並びに委任状の様式は、国税庁のホームページの証明書請求ページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）からダウンロードできます。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

その他ご不明な点は各交付請求先にお問い合わせください。